製造品質定期監査確認要綱

第1条 適用範囲

- 1) 本要綱は、当機構が行う製造品質定期監査に必要な事項を定める。
- 2) 本製造品質定期監査の確認は、当機構による技術評価を取得した技術によって製造された製品の定期監査報告を技術評価内容と照らし合わせて行うものとする。

第2条 製造品質定期監査確認の費用

製造品質定期監査確認の費用は、1 案件当たり 10 万円 (消費税を含まず) とする。 ただし、複数工場での定期監査確認の費用は、別途、見積とする。

第3条 製造品質定期監査確認の申込方法

製造品質定期監査確認の申込みは、(別紙1)の申込書による。

製造品質定期監査確認申込書

一般社団法人建築構造技術支援機構 展	築構造技術支援機構 殿
--------------------	-------------

	(印)
会社名	
代表者名	
住 所(〒 -)	
<u>TEL — — </u>	

下記の建築構造技術について、一般社団法人建築構造技術支援機構「製造品質定期監査確認要綱」に基づき、製造品質定期監査確認を申し込みます。

記

- 1. 技術の名称
- 2. 技術評価名称、評価番号および評価年月日

【連絡先】

会社名 住 所 (〒 -) 部 署 担当者 TEL - - FAX - - E-Mail @